

サービス利用料金表(介護予防短期入所生活介護)

○介護保険給付対象サービス(A)

介護度に応じたサービス利用料金の1割もしくは2割、3割がご利用者負担となります。

利用者の要介護度	要支援1	要支援2
基準単位	529単位/1日	656単位/1日
利用者負担額(1割)1日あたり	648円	803円
利用者負担額(2割)1日あたり	1,295円	1,606円
利用者負担額(3割)1日あたり	1,942円	2,409円

○加算(B) 該当される加算のみ算定され、負担割合によってご利用者負担が変わります。

区分	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
送迎加算 184単位/回	226円/回	451円/回	677円/回
療養食加算 8単位/回	10円/1回	20円/1回	30円/1回
サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位/日	22円/1日	44円/1日	66円/1日
若年性認知症利用者受入加算 120単位/日	147円/1日	294円/1日	441円/1日
生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月	13円/月	25円/月	37円/月

【上記金額は、地域加算(1単位×10.88円・処遇改善加算(単位数×8.3%)・介護職員等特定処遇改善加算(単位数×2.7%)・介護職員等ベースアップ等支援加算(単位数×1.6%)を含む概算となります。】

- ※ ご利用者様の状況や職員体制により加算Bが算出されます。
- ※ 処遇改善加算などは1ヶ月の総単位数に加算率を掛けますので上記金額はあくまで目安となります。
- ※ 処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算はそれぞれ別の加算となります。

○居住費・食費の負担額(C)

介護保険制度では、居住費・食費の負担額が4段階に分けられています。(第4段階は施設との契約により設定されます)

※第1～3段階の料金でご利用される方は、市区町村より発行される「介護保険負担限度額認定証」を提示していただく必要があります。制度の概要や申請方法につきましては、生活相談員へお問合せ下さい。

区分 利用者負担段階	対象者	居住費		食費	
		日額	月額概算	日額	月額概算
		負担限度額		負担限度額	
第1段階	生活保護受給者老齢年金受給者	880円	26,400円	300円	9,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	880円	26,400円	600円	18,000円
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,370円	41,100円	1,000円	30,000円
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,370円	41,100円	1,300円	39,000円
第4段階	上記以外の方	3,260円	97,800円	1,540円	46,200円

○上記(A)+(B)+(C)の合計額が1月のご利用者負担額の合計となります

○1月あたりの金額は30日の計算となります。また、介護報酬の算定にあたっては、すべての単位(基本サービス費と加算)を合算して計算いたしますので、上記1月あたりの報酬とは多少異なりますので、あくまで目安としてお考えください。

○食費1,540円の内訳は次の通りです。【朝食360円、昼食580円、おやつ100円、夕食500円】

サービス利用料金表(介護予防短期入所生活介護)

○介護保険給付対象サービス(A)

介護度に応じたサービス利用料金の1割もしくは2割、3割がご利用者負担となります。

利用者の要介護度	要支援1	要支援2
基準単位	529単位/1日	656単位/1日
利用者負担額(1割)1日あたり	656円	813円
利用者負担額(2割)1日あたり	1,312円	1,626円
利用者負担額(3割)1日あたり	1,968円	2,439円

○加算(B) 該当される加算のみ算定され、負担割合によってご利用者負担が変わります。

区分	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
送迎加算 184単位/回	229円/回	457円/回	685円/回
療養食加算 8単位/回	10円/1回	20円/1回	30円/1回
サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位/日	23円/1日	45円/1日	67円/1日
若年性認知症利用者受入加算 120単位/日	149円/1日	298円/1日	447円/1日
生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月	13円/月	25円/月	38円/月

【上記金額は、地域加算 1単位×10.88円・処遇改善加算(単位数×14.0%)を含む概算となります。】

※ ご利用者様の状況や職員体制により加算Bが算出されます。

※ 処遇改善加算などは1ヶ月の総単位数に加算率を掛けますので上記金額はあくまで目安となります。

○居住費・食費の負担額(C)

介護保険制度では、居住費・食費の負担額が4段階に分けられています。(第4段階は施設との契約により設定されます)

※第1～3段階の料金でご利用される方は、市区町村より発行される「介護保険負担限度額認定証」を提示していただく

必要があります。制度の概要や申請方法につきましては、生活相談員へお問合せ下さい。

区分 利用者負担段階	対象者	居住費		食費	
		日額	月額概算	日額	月額概算
		負担限度額		負担限度額	
第1段階	生活保護受給者老齢年金受給者	880円	26,400円	300円	9,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	880円	26,400円	600円	18,000円
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	1,370円	41,100円	1,000円	30,000円
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	1,370円	41,100円	1,300円	39,000円
第4段階	上記以外の方	3,260円	97,800円	1,540円	46,200円

○上記(A)+(B)+(C)の合計額が1月のご利用者負担額の合計となります

○1月あたりの金額は30日の計算となります。また、介護報酬の算定にあたっては、すべての単位(基本サービス費と加算)を合算して計算いたしますので、上記1月あたりの報酬とは多少異なりますので、あくまで目安としてお考えください。

○食費1,540円の内訳は次の通りです。【朝食360円、昼食580円、おやつ100円、夕食500円】